

## ○料金の考え方

### 第 2 回公共料金等専門調査会経済産業省（電気）資料より （料金）

小売料金の原価として認める費用項目及びその算定方法は、一般電気事業供給約款料金算定規則において規定している（別紙 2 参照）。

また、その認可に当たっては、「一般電気事業供給約款料金審査要領」に従って審査を行うこととされているが、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」の提言を受け、平成 24 年 3 月に当該審査要領が改正され、人件費を始めとして原価算定に当たっての具体的なメルクマールが設定された。

#### 一般電気事業供給約款料金審査要領（抜粋）

算定規則第 3 条に基づいて申請事業者が算定した営業費については、営業費項目ごとに、料金認可時に原価として認めることが適当であるか否か、また、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（平成 24 年 3 月）」で提示された料金認可時の査定方針を踏まえ、次のとおり審査するものとする。

1. 人件費（基準賃金及び賞与等）については、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者 1, 000 人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、鉄道事業等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差についても考慮する。役員給与や福利厚生費についても、同様の考え方を適用する。
2. 燃料費、購入電力料については、原価算定期間内に契約が満了するものについて、燃料においては共同調達の実施等、購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。
3. 修繕費については、事業者各社一律に設定するのではなく、各社ごとに、過去実績を元にした基準（帳簿原価に占める修繕費の割合である修繕费率等）等をメルクマールとして設定する。査定時においては、効率化努力と併せて、今後想定される投資の増加に対する事業者の取組を個別に考慮する。
4. 設備関係費（減価償却費、固定資産除却費）については、経営効率化を評価するに当たっては、事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについては、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものについては、例えば、一定の基準等で原価を査定する。火力発電所を新設・増設・リプレースする場合に入札を行わずに自社で建設する場合には、入札された場合に想定される価格低減効果等を基準に査定する。個別査定を行うことに伴い、第 4 節に定める比較査定の対象から外す。
5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から個別査定を行う項目を可能な限り拡大する。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準、過去の類似事例の入札実績等を基準に原価を査定す

る。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。(1) 普及開発関係費については、インターネットやパンフレット等を利用した電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供については、原価に算入することを認める。オール電化関連の費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。PR館等の費用については、販売促進に係る応分の費用については、原価への算入を認めない。ただし、原価への算入を認めないとする費用であっても、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

(2) 寄付金については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

(3) 団体費については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

(4) 研究費における一括分担金のように、事業者間で販売電力収入等一定の比率により各社の負担額が定まるものについては、個別の研究内容を確認できず査定が行えない場合には、原価算入を認めない。

6. 電力会社間の同種の設備と比較して、著しく低い稼働率となっている設備に係る減価償却費等の営業費については、正当な理由がある場合を除き原価算入を認めない。

7. その他電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの(交際費、政治献金、書画骨董等)については、原価算入を認めない。

#### (議事録抜粋)

○片岡電力市場整備課課長  
(略)

従来、東電の問題が起こる前は、審査要領というのも割と電気情報に書いてあることを引っ張った程度の、そんなに詳しいものはなかったわけですがけれども、有識者会議で半年以上議論をしまして、非常に詳細なメルクマールと申しますか、審査要領をつくっております。

例えば人件費でありますれば1. で、賃金構造統計基本調査における1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス、鉄道等の平均値も比較して査定を行う。その際、地域間、賃金格差の差についても考慮することなどが定められております。

ただ、これも実際に申請が行われますと、こういったメルクマールのとり方も、事業者によってはそれぞれまちまちに出てくる面がありまして、そうしたものの妥当性について、まさに今、審査専門委員会で御議論いただいているところでございます。

その他の事業についても、非常に細かく書いてございますけれども、時間の関係で飛ばさせていただきます。

(略)

○片岡電力市場整備課課長 最終的には認可の際にどうするかはまだ途中ですのであれですけれども、事実関係から言うと、役員に対する退職金は制度としてないと確認をしています。昔はあったのかもしれませんが、そういうことは今はないと聞いています。

○細川委員 払われないのですか。

○片岡電力市場整備課課長 はい。役員の退職金というのは、役員報酬に含まれていると。つまり、辞めたときに退職金を払うのではなくて、毎年毎年の年俸で払われていると関西電力からは聞いています。

その役員報酬につきましては、原価にも入っております。単価としましていろいろ削減した結果だと思えますけれども、1人当たり4,100万円というのが、関西電力であれば原価の中に織り込まれて申請されております。

これにつきましてどう考えるかということが御指摘のところでありまして、東京電力の申請のときには原価には入っていなかったのです。ゼロで出していたわけですが、したがって、そのときには余り議論はなかったのですが、今回4,100万円ということで出しておられて、九州電力はたしか3,300万円だと思えますが、それにつきまして、この審査要領から考えますと妥当なのかどうかということをもさに今、御議論いただいているところでもあります。

前回、おととい議論がありましたけれども、こういう一般企業の平均というよりも、もう少し厳しく考えて、例えば公務員の指定職の給料などもあるのではないかという御意見もそのときには委員会としてはあったところでもあります。最終的には、判断はまだ委員会としても出ていませんので、今後の議論だと思えます。

顧問もそういう意味では、今であれば、関西電力は3名で3,000万円だと思えますが、数字は今、必ずしもあれですが、原価に入っています。この妥当性についてもこれから御議論していくこととなります。

## 第2回公共料金等専門調査会経済産業省（ガス）資料より （料金）

○原価として認める費用項目及びその算定方法については、一般ガス事業供給約款料金算定規則において規定している（別紙5参照）。

○また、料金の認可に当たっては、一般ガス事業供給約款料金審査要領に従って審査することとしている。当該審査要領においては、営業費等に係る個別査定のほか、比較手法であるヤードスティック的査定（類似の一般ガス事業者群ごとにグルーピングを行った上で、同一グループの一般ガス事業者間で比較査定を行う手法）についての審査方法を定めている（別紙6参照）。

### （議事録抜粋）

○細川委員 先ほど公共料金、ガス料金については適切な料金であるべきというお話はもっともだと思いますけれども、何が適切かというのは、やはり公共料金で競争がないからこそ、公共料金として認可しているわけですから、そこではやはり原価が適切かどうかというところは大きなポイントだと思うのです。

そういう意味でいうと、今、電気が問題になっていますけれども、同じ経産省ですし、今、お話を伺ったら隣なのですか。そうすると、それは判断基準とか考え方が違っていたらおかしいと思うのです。そういう意味でいうと、原価というのはいろいろなものがあるので、一番消費者にわかりやすいところは人件費なので、人件費でちょっと伺いたいと思うのですけれども、例えば人件費が適切かどうかということですね。電気でいろいろなひどいことが問題になってきて、ではガスはどうなのだと。例えば東京ガスとかの給与水準だとか役員報酬は一体どうなのか。本当に我々が払っているガス料金は適切な原価に基づいているのかどうかというのは、消費者は知りたいはずですね。その場合に、現行上、消費者はそういう自分が供給を受けているガス会社のそういった人件費を知ることができるのかどうか。また、そこら辺で経産省はそれを把握しているのかどうか。把握しているけれども情報提供しないということなのか。

そこら辺を伺いたいですし、もう一つ、基準として、先ほど電力のほうは、算定要領のところでは1,000人規模の企業ということがありましたね。これは先ほど古賀委員から、それが妥当かどうかということもありますけれども、一応、仮に1,000人規模でやると電力のほうはなっているわけですが、ガスのほうは25ページに算定方法があるわけですが、そういうことは一切書いていないですね。しかも、25ページの労務費の表を見ても、全然消費者には意味がわからないし、「原価算定期首」というのは誤字ではないのですか。これでいいのですか。

○竹谷ガス市場整備課課長 期の頭ということですか。

○細川委員 本当に消費者から見てもわからない言葉であるわけですし、これから見ても、電力と比べてはるかにあいまいな裁量行政が通るような形になっているのですけれども、人件費については、例えばもう値上げ申請してこなければ、それはもう開示されないものなのか。そこら辺のことを伺いたいと思います。

○竹谷ガス市場整備課課長 原則3年に1回の原価洗替などもあって、その際に労務費として幾らかということは書類の中に出てまいりますけれども、今、おっしゃったとおり、適正な額とするということがここに書かれているとおりであります、定量的基準がないではないかということについては、御指摘のとおりかと思えます。

したがいまして、我々は今、制度上、値上げのときには認可ですけれども、値下げのときには届出という制度になっていますので、法律上そういう建付になっていますので、いみじくも片岡が申し上げたとおりで、値下げのときにどこまでできるかという問題は別途ありますが、少なくともこの御指摘いただいたとおりで、適正な額というのが本当に定量的な基準を入れなくていいのかどうかとか、そういうことを今、改めて検討しているところでございます。

○細川委員 例えば今どういう水準に人件費があるかということは、消費者は知り得るわけですか。

○竹谷ガス市場整備課課長 済みません。今、手元で労務費の資料をどこまで細かく2年前に審査したときにとっていたのか確認をしますので、直ちに割戻してどこまでということがお答えできませんけれども、その御指摘を踏まえて、どこまで開示できるかということを考えたいと思います。

### 第3回公共料金等専門調査会国土交通省（鉄道）資料より （料金）

鉄道運賃については、「JR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領」（別紙）及び「中小民鉄事業者の収入原価算定要領」（別紙）を策定している。

（議事録抜粋）

○国土交通省滝沢室長

（略）

次に、調査2「料金水準・内容の説明」でございます。

原価に認める費用項目やその水準に関する基準の策定・公表をしているのかということでございます。これにつきましては、鉄道の運賃改定に際しまして、JR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者を対象とした収入原価算定要領、あるいは中小民鉄につきましては、中小民鉄事業者の収入原価算定要領を策定してございます。

# 上限運賃認可について

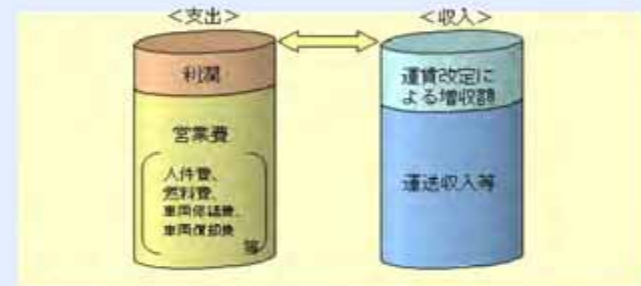
## 1. 総括原価方式

乗合バス事業の経営に必要な営業費に適正な利潤を加えた総括原価を求め、総収入がこれと等しくするように運賃水準を決定する「総括原価方式」を用いている。

### 【原価として認める費用項目】

- ・人件費 ・車両に関する費用(購入費・修繕費・償却費)
- ・燃料油脂費 ・一般管理費 ・営業外費用(金融費用等)
- ・その他運送費(諸税・保険料等) ・適正利潤

＜総括原価方式のイメージ図＞



## 2. 収入・費用の査定方法

収入:実績に基づき、過去の輸送傾向を見込んで運送収入を算出。

費用:ヤードスティック方式(ブロック毎に標準原価を算出し、それとの比較で事業者の各費用項目の申請値を査定。事業者からの申請原単位とブロック標準原単位との和半値等で算定。)により査定。

## 3. 上限運賃の変更要否基準等

原価計算の基礎となる実績年度の適正利潤を含む収支率が100%以下の場合、又は、その翌年度の適正利潤を含む収支率が100%以下と推定される場合で上限運賃の引き上げによらなければ収支改善が見込めない場合についてのみ、上限運賃の引き上げを認めるものとする。

(議事録抜粋)

○国土交通省瓦林課長

(略)

2ページ目でございます。その上限運賃認可は、具体的にどのような形で認可しているのかという趣旨の御説明でございます。

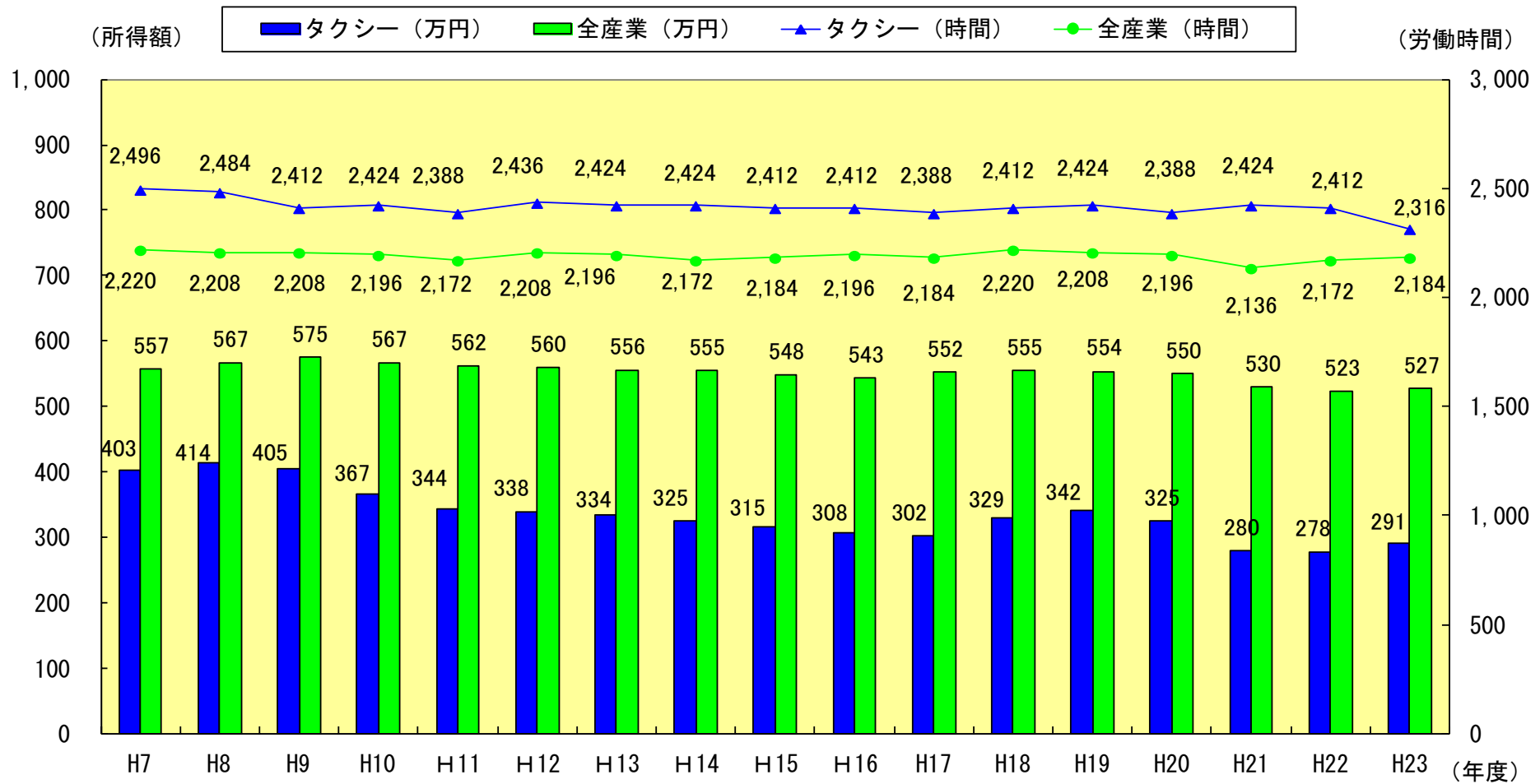
記入シートの関係では、調査2に関係してまいります。いわゆる総括原価方式をとってございまして、乗合バス事業の経営に必要な営業費に適正な利潤を加えた総括原価を求めまして、総収入がこれと等しくなるように運賃水準を決定する方式でございます。

これにつきましては、処理方針に関する通達という形で平成13年度に出してございまして、策定し、かつ公表しているものでございます。原価としては、ごらんのような費用項目をその通達の中で明らかにしてございます。

また、査定方法でございますが、収入につきましては、実績を踏まえた上で、過去の輸送傾向を見込んで運送収入を算出してございます。費用につきましては、もちろんこれもバス事業に限定した形でございますけれども、ヤードスティック方式におきまして査定しているところでございます。



# タクシー運転者と全産業労働者の年間所得等の推移（男性）



収益性比率

(単位：%)

地域等	大 都 市									中核都市			中小都市			その他地域			合 計		
	1～50			51～100			101以上			19	20	21	19	20	21	19	20	21	19	20	21
項目	19	20	21	19	20	21	19	20	21												
経 常 収 支 率	99.20	98.20	98.55	100.21	98.34	99.91	98.66	98.03	95.70	100.40	98.69	99.81	101.01	99.33	100.72	99.46	98.04	98.78	99.77	98.39	98.68

(議事録抜粋)

○国土交通省瓦林課長

(略)

記入シートの関係では、調査2に関係してまいります。いわゆる総括原価方式をとってございまして、乗合バス事業の経営に必要な営業費に適正な利潤を加えた総括原価を求めまして、総収入がこれと等しくなるように運賃水準を決定する方式でございます。

これにつきましては、処理方針に関する通達という形で平成13年度に出してございまして、策定し、かつ公表しているものでございます。原価としては、ごらんのような費用項目をその通達の中で明らかにしてございます。

また、査定方法でございますが、収入につきましては、実績を踏まえた上で、過去の輸送傾向を見込んで運送収入を算出してございます。費用につきましては、もちろんこれもバス事業に限定した形でございますけれども、ヤードスティック方式におきまして査定しているところでございます。

○古城座長 多分皆さんの関心は、エネ庁ですと、例えば人件費というと電力事業者の中で突出して高くないかどうかではなくて、電力事業以外の人と比較して妥当かどうかというチェックをしているのですけれども、バスの場合はそれはやっていませんね。事業者の内部の。

○国土交通省瓦林課長 そもそもバス業界の場合、これは後ほど出てきますタクシー業界もそうですけれども、人件費そのものが一般の産業の平均よりも低いものですから、そういったことを前提として見ているということで御理解賜ればと思います。

対応状況

- プライスキャップ方式は、総括原価方式における認可制度とは異なり、料金水準の上限以下であれば、**個々の料金について総務省が原価を査定して認可を行うことなく、事業者は、その経営判断により届出のみで自由に設定してよいもの**とされている。

（略）

（議事録抜粋）

○総務省二宮課長

（略）

まず1点目、規制の枠組みについて、先ほど述べましたとおりでございますが、料金水準の上限以下であれば、個々の料金について総務省が原価を査定して認可を行うということはございませんで、経営判断による届出のみで自由に設定可能としているところでございます。

## 郵便料金の妥当性の事後的・継続的検証等について

### 原価として認める費用項目等

○郵便業務に関連する営業費用の項目及び整理に関する基準を日本郵便株式会社法施行規則第16条及び別表で規定している。

※具体的には、以下の項目について、職員の勤務時間比、取り扱う件数の比、体積の比等の基準により、郵便業務に関連する営業費用として整理

(1) 営業原価: 人件費、燃料費、車両修繕費、減価償却費、施設使用料、租税公課及び集配運送委託費

(2) 販売費及び一般管理費: 人件費、減価償却費、宣伝広告費

### 料金の妥当性の事後的・継続的検証

○料金認可及び届出時の料金水準の根拠となる定量的なデータの提出・公表

・料金の認可申請書・届出書に添付するもの(郵便法施行規則21③、24②)

－料金の算出の根拠に関する説明書

－郵便の役務に関する事業収支見積書

・料金の認可に係る審議会資料を通じて、料金の算出の根拠を公表

○総務省は、毎年度、日本郵便株式会社から提出される以下の資料を用い、事後的な検証を継続的に実施

・財務諸表(日本郵便株式会社法13)

・業務の区分ごとの収支の状況(日本郵便株式会社法14)

・事業計画(日本郵便株式会社法10)

・郵便事業の収支の状況(郵便法67⑤)

※財務諸表は、公認会計士又は監査法人による監査証明を受け、監査報告書と併せて総務大臣に提出

※業務の区分ごとの収支の状況は、公認会計士又は監査法人による証明書を併せて総務大臣に提出

### 料金の変更命令等

○上記の事後的・継続的検証を通じ、毎年度の収支の状況等が料金認可・届出時の説明や見積りと乖離すると認められる場合等に、郵便法第71条に基づく料金の変更命令を発動することを想定している。

(議事録抜粋)

○岡崎郵便課課長

(略)

では、郵便料金はそういった総括原価方式のもとで料金が定まっておりますので、実際にはどのような費用が原価として認められるかということが重要かと思えますけれども、一応、これは日本郵便株式会社法施行規則第16条と別表で営業費用の項目というのが定まっております、この中で基本的に郵便に入ってくる料金というのはどういうものかというのが決まっております。しかも、それはどういうふうに分けるかということも一応基準が決まっております、それに基づいて定めております。

## 主な公共料金とたばこ価格の違い

資料5

	主な公共料金	たばこ価格
財・サービスの特性	他に代替性のない生活必需品	多数の銘柄間での代替性のある嗜好品 製品価格の6割強が税という課税物品。 消費抑制の観点から価格政策が重要との国際的な議論もある。
市場の形態	独占的な供給体制 (多くの場合、消費者の選択の機会が確保されていない。)	国内外の多数の銘柄による競争状態 (消費者には多数の銘柄から選択する機会が確保されている。) (参考: 平成23年度実績で700件超を認可)
財・サービスの供給者	国内企業のみ	国内企業だけでなく外国企業も製品を供給
認可の基準の規定振り	総括原価方式等を定めている。 (電気事業法の例) 次の各号のいずれにも適合していると認めるときは認可しなければならない。 ①能率的な経営の下での適正原価に適正利潤を加算 ②-④ (略)	次のいずれかに該当するときに除き認可しなければならない。 ①消費者の利益を不当に害する ② 最高販売価格又は輸入価格に照らして不当に低い
認可基準の考え方	事業者が独占・競争制約にともなう過度の利益を得ることを防止することにより、消費者の利益を保護する。	「不当に害するもの」についてのみ排除 (通常は、競争を通じて適正な価格が形成されると考えられることから、認可に当たっては、個々の小売定価について詳細な基準によりその内容をチェックすることまで予定していない。)
コスト削減のインセンティブ	総括原価方式は、事業者による公共料金事業のコスト削減のインセンティブが働きにくい性格であることに鑑み、一般の財・サービスの事業と比べ、経営の効率化努力が一層必要。	競争を通じてコスト削減のインセンティブが働く点は、一般の財・サービスと同様。

## (議事録抜粋)

○財務省矢花室長

(略)

こうした制度のもとで認可基準の考え方でございますが、公共料金のほう、独占・競争制約に伴う過度の利益を事業者が得ることを防止する、消費者の利益を保護するということかと認識しております。たばこのほうは、不当に害するものについてのみ排除するというので、通常は競争を通じて適正な価格が形成されると考えられますので、認可に当たりましては、個々の小売り定価について詳細な基準により、その内容をチェックするということはしてございません。

したがって、こういう仕組みのもとでコスト削減のインセンティブがどう働くかということですが、総括原価方式では、公共料金事業のコスト削減のインセンティブが働きにくい性格であるということで、一層の経営効率化努力が必要だというふうに指摘をされております。

たばこにつきましては、競争を通じてコスト削減のインセンティブが働く点は、ほかの一般消費財と同じでございますので、製品の性格、市場の性格からいって、コスト削減のインセンティブは基本的には働くということでございます。